

■中間評価報告書（案）からの主な変更・追加項目

1. 新たに国から示された評価方法による見直し

- 1) 各効果項目の評価は、関係するアンケートや自己評価等を評価判定式（判定対象（分子）組織数/ 全対象（分母）組織数）による結果から総合的に判断しているが、活動組織の全てが行う活動と一部の組織のみが行う活動があることから、評価判定式の全対象（分母）組織数の見直しを行った。

（見直し例）

○当初

$$\frac{15}{36} \text{（効果のあったと回答した組織数）} = 42\% \text{（アンケートを回答した全組織）}$$

○見直し後

$$\frac{15}{25} \text{（分母の中で効果のあったと回答した組織数）} = 60\% \text{（活動をした組織に限定）}$$

- 2) 各効果項目の評価に対応するアンケートや自己評価等の項目が変更されたことによる見直しを行った。

- 3) 今年度9月に実施した調査結果を評価判定資料に追加した。

H28年度「多面的機能支払交付金の効果等に関する実態調査（市町村）」

2. 上記見直しによる総合評価の変更箇所

・評価の変更箇所（評価根拠の抜粋は別紙のとおり）

	効果項目	評価の修正
1	(1)地域資源の保全管理 ①農地の保全管理 農業者の保全管理作業に係る負担の軽減により、適切な保全管理が可能	a → b
2	(1)地域資源の保全管理 ②農業用施設の機能維持 異常気象等による被害の拡大等の抑え、災害が発生した場合でも迅速な対応が可能	c → b
3	(1)地域資源の保全管理 ③地域資源の保全管理体制の維持・強化 集落間や集落内で協力して行う取組や非農業者が参画する取組が増加する等、地域資源の保全管理のための体制が強化	c → b
4	(2)農村環境の保全・向上 伝統的な農業技術や農業に由来する行事、伝統文化の継承・復活	d → c
5	(4)農村地域の活性化 集落の枠を超えた話し合いや活動等が増え、集落間の交流が活性化	d → c

・ 評価区分

a	取組組織の 8 割程度以上で効果が発現
b	取組組織の 5 割程度以上 8 割程度未満で効果が発現
c	取組組織の 2 割程度以上 5 割程度未満で効果
d	取組組織の 2 割程度未満で効果が発現

3. 「取組の推進に関する課題や今後の取組方向等」への追加項目

1) 広域組織化の推進に関する課題と提案

・ 課題

広域組織推進にあたり組織の設立に向けた既存組織への説明会の開催、アンケートの実施、運営委員会の設立など急増する市町の業務に対する支援がないことが、広域組織化への阻害の要因となっている。

・ 提案

広域組織化を目指している市町に対し、推進交付金の重点配分を行う等の支援

2) 制度に対する提案

- ・ 環境保全の取り組み拡大や活動継続支援を目的とした、学識者や環境保全に取り組む活動団体が参画する広域推進組織への支援

4. 地域事例の追加

(1) 地域資源の保全管理

水土里を守る会新旭地区（高島市）

(2) 農村環境の保全・向上

魚のゆりかご水田協議会（東近江市栗見出在家町）

(3) 農業用施設の機能増進

中在寺農村環境保全向上委員会（日野町）

(4) 農村地域の活性化

白王町鳩の会（近江八幡市）

(5) 構造改革の後押し等地域農業への貢献

小佐治環境保全部会（甲賀市）

(6) 滋賀県独自の取組

小中之湖地域環境保全会（近江八幡市・東近江市）

滋賀県中間評価書 評価根拠(変更箇所抜粋)

No	都道府県中間評価書における効果項目	国が実施したアンケート・自己評価結果					修正方針 および 補足説明	
		アンケート・自己評価項目	設問内容	【当初】 結果(%) ※設問に 対して「はい」の割合	【見直後】 結果(%)	総合評価		備考
①	農業者の保安全管理作業に係る負担の軽減により、適切な保安全管理が可能	H27活動組織アンケートⅢ問15の1	本交付金がなければ、農業者の保安全管理作業に係る負担が増大し、適切な保安全管理が難しくなるか。	89	91	a ↓ b	活動組織の自己評価では負担軽減に効果が限定的であるとの結果であるが、活動組織のアンケート結果および市町では効果が非常に高い評価となっているため「a」評価とした。	新たに国から示された評価方法に基づき、活動組織のアンケートおよび自己評価の評価対象組織の見直し、総合評価の修正を行う。 a → b
		H28活動組織自己評価Ⅰ農地維持支払(3)の7	「地域資源の適切な保安全管理のための推進活動」に取り組むことにより効果があったか。 ・担い手農家や法人等の負担軽減。	38	39			
		H28市町評価Ⅰ農地維持支払(5)の4	「地域資源の適切な保安全管理のための推進活動」に取り組むことにより効果があったか。 ・共同活動により地域資源が適切に保安全管理され、遊休農地の発生が抑制されている。	99	※ 評価判定外			
②	異常気象等による被害の拡大等を抑え、災害が発生した場合でも迅速な対応が可能	H27活動組織アンケートⅢ問9(3)	排水路の泥上げやため池の点検・補修など、多面的機能支払交付金により継続的に施設の維持管理を行う活動が、異常気象時における被害減少や早期復旧に役立っていると思うか。	83	83	c ↓ b	排水路の泥上げやため池の点検・補修などの基礎的な活動が、異常気象時における被害減少や早期復旧に役立っているとの認識はあるが、連絡網の整備や避難訓練など地域住民の防災・減災に対する意識向上が薄いため「c」評価とした。	新たに国から示された評価方法に基づき、活動組織のアンケートおよび自己評価の評価対象組織の見直し、総合評価の修正を行う。 c → b
		H27活動組織アンケートⅢ問15の5	本交付金がなければ、異常気象等への対応が遅れ、被害が生じたり、復旧が遅れたりすると思うか。	42	60			
		H28活動組織自己評価Ⅱ資源向上支払(3)の4	「多面的機能の増進を図る活動」に取り組むことにより効果があったか。 ・連絡網の整備や避難訓練など、地域住民の防災・減災に対する意識の向上。	17	60			
③	集落間や集落内で協力して行う取組や非農業者が参画する取組が増加する等、地域資源の保安全管理のための体制が強化	H27活動組織アンケートⅠ問(4-2)	「2. 広域活動組織以外の活動組織」と回答した組織が対象 今後、広域活動組織へ移行することを検討しているか。	25	※ 評価判定外	c ↓ b	広域活動組織への移行はあまり検討されておらず、集落間で話し合ったり、集落間の連携もあまり多くないことから「c」評価とした。	新たに国から示された評価方法に基づき、活動組織のアンケートの評価対象組織や評価判定式を見直し、総合評価の修正を行う。 c → b
		H27活動組織アンケートⅡ問2	活動組織の事務手続きについて ・活動組織の事務は誰が行っているか。 ・事務を「外部に委託およびアルバイト(活動組織が雇用)している組織において、どのような機関または人に委託しているか。 【回答結果】 事務は9割以上が活動組織の構成員、委託先は主地主改良区や構成員以外の個人	8	※ 評価判定外			
		H27活動組織アンケートⅡ問5	活動組織の設立前と設立後の活動への参加者数の変化及び設立以降、多面的機能支払に取り組む中での活動参加者数の変化について、活動区分ごとに回答すること 【評価判定式】対象(1)(2) 活動参加者数の変化において、増加している結果の割合	-	50			
③	集落間や集落内で協力して行う取組や非農業者が参画する取組が増加する等、地域資源の保安全管理のための体制が強化	H27活動組織アンケートⅡ問6	地や農業用水路等の保活動に関して、参加状況などから判断して、農業者及び非農家それぞれについて、意識が高いと思われる方はどの程度いると思うか。活動組織設立前と現在で、回答すること。 【評価判定式】対象:長寿命化取組組織農業者および非農業者の農業施設保の意識の高さが現在「4. 大半」及び「5. ほぼ全員」と回答した組織	-	50	c ↓ b	広域活動組織への移行はあまり検討されておらず、集落間で話し合ったり、集落間の連携もあまり多くないことから「c」評価とした。	新たに国から示された評価方法に基づき、活動組織のアンケートの評価対象組織や評価判定式を見直し、総合評価の修正を行う。 c → b
		H27活動組織アンケートⅡ問7	あなたの地域では、集落間で話し合ったり、共同で活動したりするなどの集落間の連携が行っているか。活動組織設立前と現在のそれぞれ回答すること。 【評価判定式】 評価対象組織を活動組織設立前に「本交付金の取組内容のみならず、その他の連携が図られていなかった組織」とし、現在が「連携が図られている」と回答した割合	-	57			

滋賀県中間評価書 評価根拠(変更箇所抜粋)

No	都道府県中間評価書における効果項目	国が実施したアンケート・自己評価結果					修正方針および補足説明
		アンケート・自己評価項目	設問内容	【当初】結果(%) ※設問に対して「はい」の割合	【見直し後】結果(%)	総合評価	
		H28活動組織自己評価 I 農地維持支払 (2)	あなたの組織が、活動計画書「Ⅲ活動の計画」に定めた「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」について、平成27年度までの取組状況に該当するもの	-	※ 評価判定外		
		H28活動組織自己評価 I 農地維持支払 (3)	あなたの組織が行った「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」によって、その活動を取り組まなかった場合と比べて、効果が現れている、又は現れることが見込まれているか。 6. 農地・水路等を保全管理する人材の確保	34	63		
④	伝統的な農業技術や農業に由来する行事、伝統文化の継承・復活	H27活動組織アンケートⅢ問15の9	本交付金がなければ、伝統的な農業技術や農業に由来する行事、伝統文化が継承されにくくなると思うか。	8	50	d ↓ c	新たに国から示された評価方法に基づき、活動組織のアンケートおよび自己評価の評価対象組織の見直し、総合評価の修正を行う。 d → c
		H28活動組織自己評価Ⅱ資源向上支払(3)の13	「多面的機能の増進を図る活動」に取り組むことにより効果があったか。 ・伝統農法・文化の復活や継承を通じた農村コミュニティの強化。	11	43		
⑤	集落の枠を越えた話し合いや活動等が増え、集落間での交流が活性化	H27活動組織アンケートⅡ問7	あなたの地域では、集落間で話し合ったり、共同で活動したりするなどの集落間の連携を行っているか。活動組織設立前と現在のそれぞれについて回答すること。 【評価判定式】 設立時には連携が図られておらず、現在は図られている組織の割合	-	29	d ↓ c	集落間の連携は設立前に比べ、若干増加傾向にあるが、本交付金による効果があまり認められないため「d」評価とした。 新たに国から示された評価方法に基づき、活動組織のアンケートの評価対象組織や評価判定式を見直し、総合評価の修正を行う。 d → c
		H27活動組織アンケートⅢ問15の12	本交付金がなければ、近隣の集落等が協力して行う取り組みが減少し、連携が弱まると思うか。	11	50		

多面的機能支払交付金 滋賀県中間評価報告書

第 1 章 取組の基本方針

1. 基本的な考え方

農村地域における近年の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられてきた農用地、水路、農道などの地域資源の保全管理に対する今後のあり方が懸念される場所である。

一方で農業・農村は、食料生産の場だけでなく、水源かん養、洪水防止、景観形成、保健休養、文化の伝承、国土保全、生物の保全などの多面的な機能を有している。これらの機能発揮に対する県民の要請を踏まえ、本県では、平成 19 年度から滋賀らしい農地・水・環境保全向上対策として、農地、水、自然環境など農村をまるごと保全する「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策（以下、「対策」という）」を開始し、共同活動による地域資源や農村環境の保全のための取組を支援してきた。

今後さらに、滋賀らしい農村の持続的発展のために、地域ぐるみによる農村資源の保全や集落を支える取組を一層進めていく必要があることから、地域の共同活動に係る支援を行うとともに、地域資源の適切な保全管理を推進し、次世代に本県の農業・農村が引き継がれるよう後押しすることを基本的な考えとするものである。

2. 農地維持支払に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領（以下、「実施要領」という。）別記 1 - 2 の国が定める活動指針に準じるものとする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

実施要領別記 1 - 2 の第 2 の 1

ア. 地域資源の基礎的保全活動

- (1) 機能診断・計画策定 実施要領と同じとする。
- (2) 実践活動 実施要領と同じとする。
- (3) 研 修 次のとおりとする。

・活動期間中に 1 回以上推進協議会が開催する研修会に活動組織の構成員が受講し、その内容をその他の構成員と情報共有して活動に反映させることとする。

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

- (4) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動 実施要領と同じとする。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 地域資源の基礎的保全活動

なし

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

なし

- ④ 農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件
滋賀県の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙 1 のとおりとする。

(2) 交付単価

① 基本的考え方

単価設定は、資源密度を考慮して、国の基本単価に 7.5 割を乗じる。

② 農地維持支払交付金の交付単価

地目	国の農地維持支払交付金の 10 アール当たりの交付単価	国の農地維持支払交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の 10 アール当たりの交付単価
田	1, 100 円	2, 200 円
畑	750 円	1, 500 円
草地	90 円	180 円

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

多面的機能支払交付金実施要綱（以下、「実施要綱」という。）別紙 1 の第 3 の 1 および 2 に準じるものとし、その取扱いは次のとおりとする。

○ 交付対象農用地は、原則として農振農用地区域内農用地とするが、以下の農振農用地区域外農用地を含めることができる。

- ・ 活動期間中、一つの活動組織が、農振農用地区域内農用地と一体的に水路・農道など施設の保管理活動を行うことにより、活動区域内農用地全体の多面的機能の発揮に資すると認められる農用地。

(4) その他必要な事項

なし

3. 資源向上支払（共同）に関する事項

(1) 地域活動指針の策定、同指針に基づき定める要件の設定、交付単価等

① 地域活動指針策定における基本的考え方

実施要領別記 1 - 2 の国が定める活動指針に準じるものとする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

実施要領別記 1 - 2 の第 2 の 2

ア. 施設の軽微な補修

- (1) 機能診断・計画策定 実施要領と同じとする。
- (2) 実践活動 実施要領と同じとする。
- (3) 研 修 次のとおりとする。

- ・ 活動期間中に 1 回以上推進協議会が開催する研修会に活動組織の構成員が受講し、その内容をその他の構成員と情報共有して活動に反映させることとする。

イ. 農村環境保全活動

計画策定および啓発・普及は、実施要領別記 1 - 2 の第 3 の 2 の (2) と同じとする。

実践活動については、生態系保全と水質保全を必須の活動項目とする。

- ・生態系保全は、別紙 2（P12～13）の実践活動の 7 つの取組から毎年 1 つ以上選択して取り組むこととする。
 - ・水質保全は、別紙 2（P14）の実践活動の「水田からの排水（濁水）管理」と「水質モニタリングの実施・記録管理」には、必ず取り組むこととする。（下記③イ．参照）
- なお、畑が認定農用地の 7 割以上占める場合は、これ以外の活動項目の中から 2 つ以上選択して実施する。
- ・その他の活動項目については活動組織の意向により、選択し実施するものとする。

ウ．多面的機能の増進を図る活動

実施要領別記 1－2 の第 2 の 2 の (5) と同じとする。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア．施設の軽微な補修

なし

イ．農村環境保全活動

区 分	活動内容の変更（追加）
活動指針の構成	実践活動
テーマ	【標準型】水質保全
取 組	「水田からの排水（濁水）管理」、「水質モニタリングの実施・記録管理」
取組内容	<p>①「水田からの排水（濁水）管理」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水稲作付水田の全域で用水の節水管理や濁水流出止水板の適正な管理などの排水量が削減される取り組みを行うこと。 ・溝畔の漏水状況を確認し、濁水が発生する場合には、水路溝畔の漏水を防止するため、畦塗り機による補強や止水シートなどを設置すること。 <p>なお、畦塗り機による補強については、作業が早すぎると畦に亀裂が入り、漏水防止効果が低下することなので、3月中下旬から4月初旬に行うことが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溝畔の劣化、沈下による水田からの漏水が明らかな場合は、別途、補修・補強を行うこと。 <p>②「水質モニタリングの実施・記録管理」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各集落に水守当番を設けること。 ・水稲作付水田の全域で水守当番により定期的（代掻き期 3 回、田植え期 1 回）に排水路溝畔の漏水の有無の確認および対象地域の実施状況の全体が把握できる下流域の 1 箇所以上において透視度調査（購入品利用、30 c m 以上）を同日に実施するとともに、これら結果を記録すること。 <p>なお、溝畔からの漏水が確認された場合は、別途、補修・補強を行うこと。</p>
活動要件	—

区 分	テーマの追加
活動指針の構成	実践活動
テーマ	【環境保全型】公共用水域の水質保全活動
取 組	①内湖や水質浄化池、浄化型水路の機能維持増進活動 ②水質保全を目的とした計画に基づく水の循環利用や節水管理
取組内容	①内湖や水質浄化池、浄化型水路の機能維持増進活動 ・水質保全対策事業などで整備した水質改善施設の機能を維持増進させる取り組みを行うこと。 ・水質保全対策事業で整備した施設を対象とする場合は、対象区域、内湖（一級河川除く）を管理する地域で活動組織を設立し、「水質保全管理運営協議会」が活動組織の構成員として参画すること。 ②水質保全を目的とした計画に基づく水の循環利用や節水管理 ・「環境こだわり水管理計画書」を作成し、水稲作付面積の概ね8割以上の面積で取り組むこと。 ・通常の水準と比較し、用水節減割合を10%以上とする。
活動要件	①、②の共通 ・「標準型」との単価差（水田の場合500円/10a）以上に見合う活動に取り組むこと。 ②水質保全を目的とした計画に基づく水の循環利用や節水管理 ・継続組織のみを対象とし、平成28年度までの適用とする。

ウ．多面的機能の増進を図る活動

なし

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件

滋賀県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙2のとおりとする。

（2） 交付単価

① 基本的考え方

交付単価は、標準型、環境保全型の2つの支援タイプを設けている。環境保全型は、農村環境保全活動のテーマに追加して「公共用水域の水質保全活動」に取り組む。

標準型の単価設定は、資源密度を考慮して、国の基本単価の継続単価（基本単価×7.5割）に7.5割を乗じる。環境保全型の単価設定は、国の基本単価の継続単価（基本単価×7.5割）とする。

② 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価

適用	地目	国の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の10アール当たりの交付単価	国の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価
標準型	田	650円	1,300円
	畑	400円	800円
	草地	60円	120円
環境保全型	田	900円	1,800円
	畑	540円	1,080円
	草地	90円	180円

(3) その他必要な事項
なし

4. 資源向上支払（長寿命化）に関する事項

(1) 地域活動指針に基づき定める対象施設や対象活動等

① 基本的考え方

・用水路

農業水利施設のアセットマネジメントの一環として進めている機能診断（施設の状況をA, B, Cの3段階評価 別紙・用水路の劣化度判定基準）を実施したうえで、整備後30年を経過した地区で、最も劣化の進行しているC判定の用水路の割合の高い地区から優先的に補修改修していくことにより施設の長寿命化の効果的な取組を図る。

・排水路

「豊かな生きものを育む水田づくり」の拡大に向け、耐用年数30年を経過した排水路の補修・更新と生態系を配慮した排水路の整備を一体的に行うものを「生物多様性保全排水路」として位置づけ、整備できることとする。

② 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動

区分	対象施設	対象活動	取組内容
項目の追加	排水路	「豊かな生きものを育む水田づくり」を推進する施設の設置	排水路の補修更新にかかるいずれかの取組を行った路線において、生きものが生息できる場所の確保（生息・生育環境の確保）、水田と排水路と河川を魚道でつなげる（移動経路の確保）など、農地や農業水利施設などでも生きものがくらしやすい環境を整えていく「豊かな生きものを育む水田づくり」の推進する施設を一体的に行うこと。

③ 対象施設・対象活動に関する指針

滋賀県の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の対象施設・対象活動に関する指針は、別紙3のとおりとする。

(2) その他必要な事項

なし

5. その他推進体制等

(1) 基本的な考え方

本交付金による取組の推進にあたっては、農業団体、市町、県の連携により、実施することが必要であることから、これらの団体から構成する滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会を中心に本対策を推進させていくものとする。

(2) 関係団体の役割分担

① 滋賀県

ア. 法に基づく基本方針の策定

イ. 第三者機関の設置、運営

本交付金の毎年度の実施状況の点検、活動組織の取組の評価などを行うため、第三者機関として、滋賀県農村振興交付金制度審議会（以下、「審議会」という）を設置する。

この審議会が本交付金の実行状況の点検を行うとともに、本交付金の実施期間において、活動組織の取組を評価し、必要に応じて、活動組織に対し指導・助言を行うよう運営する。

ウ. 要綱基本方針の策定

本対策の実施に関する要綱基本方針を策定する。

エ. 推進、指導

(1) 活動組織等への説明会（市町、協議会と連携）

活動組織等を対象とした説明会を開催し、本交付金の実施に必要な事項について、周知徹底を図る。

(2) 活動に関する指導、助言（市町、協議会と連携）

活動組織に対し、適宜指導を行い、計画に位置付けられた活動などの適切な実施を図る。

(3) 推進に関する手引きの作成（協議会と連携）

本交付金の普及・推進を図るため、手引きを作成し、本交付金による取組の意義などについて普及啓発に努める。

(4) 対象組織を支援する組織への支援（市町、協議会と連携）

対象組織の事務手続きの支援、活動内容を高度化するための技術支援等などを行う組織の特定非営利法人化に対して支援を行う。

オ. 交付・申請事務

(1) 審査

市町長から県に提出された申請書等の審査を行う。

(2) 交付

(1)に審査結果を確認し、市町長に対し、交付金の交付額等の通知、交付金の交付を行う。

② 市町

ア. 法に基づく促進計画の策定

イ. 事業計画の認定

(1) 指導・審査（協議会と連携）

活動組織の作成する事業計画を審査するとともに、審査を行うに当たり、活動組織に対し指導を行う。

(2) 認定

(1)の審査結果を確認し、事業計画を認定する。

ウ. 広域協定の認定

(1) 審査

広域活動組織の作成する協定を審査するとともに、審査を行うに当たり、広域活動組織に対し指導を行う。

(2) 認定

(1)の審査結果を確認し、広域協定を認定する。

エ. 実施状況確認

(1) 確認（協議会と連携）

毎年度、本交付金の交付対象となる活動組織の活動の実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより確認する。

(2) 報告

(1)の確認結果を確認し、実施状況を県知事に報告する。

オ. 推進、指導

(1) 活動組織等への説明会（県、協議会と連携）

活動組織を対象とした説明会を開催し、本交付金の実施に必要な事項について、周知徹底を図る。

(2) 活動に関する指導、助言（県、協議会と連携）

活動組織に対し、適宜指導を行い、協定に位置付けられた活動などの適切な実施を図る。

(3) 活動組織を支援する組織への支援（県、協議会と連携）

活動組織の事務手続きの支援、活動内容を高度化するための技術支援などを行う組織に対して支援を行う。

カ. 交付・申請事務

(1) 審査

活動組織から提出された申請書等の審査を行う。

(2) 交付

(1)に審査結果を確認し、活動組織に対し、交付金の交付額等の通知、交付金の交付を行う。

③ 滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会

ア. 事業計画の認定

(1) 指導・審査（市町と連携）

活動組織の作成する事業計画（長寿命化）を審査するとともに、審査を行うに当たり、活動組織に対し指導を行う。

イ. 実施状況確認

(1) 確認（市町と連携）

毎年度、本交付金の交付対象となる活動組織の活動の実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより書類の確認を行う。

ウ. 推進、指導

(1) 活動組織等への説明会（県、市町と連携）

活動組織の代表者などを対象とした説明会を開催し、当該年度の本交付金の実施に必要な事項について、周知徹底を図る。

(2) 活動に関する指導、助言（県、市町と連携）

活動組織に対し、適宜指導を行い、協定に位置付けられた活動などの適切な実施を図る。

(3) 推進に関する手引きの作成（県と連携）

本交付金の普及・推進を図るため、手引きを作成し、本交付金による取組の意義などについて普及啓発に努める。

(4) 活動組織を支援する組織への支援（県、市町と連携）

対象組織の事務手続きの支援、活動内容を高度化するための技術支援等を行う組織の特定非営利法人化に対して支援を行う。

(3) その他必要な事項

なし

第2章 取組の状況（平成27年度）

1. 取組実績

- (1) 市町村数 : 19市町 割合 100%
- (2) 活動組織数 : 849組織
(広域活動組織含む) うち農地維持支払 847組織
資源向上支払(共同) 792組織
資源向上支払(長寿命化) 112組織
- (3) 取組面積 : 37,014ha(認定農用地面積)
うち農地維持支払 35,760ha (交付対象農用地面積)
資源向上支払(共同) 34,565ha (交付対象農用地面積)
資源向上支払(長寿命化) 4,999ha (交付対象農用地面積)
- (4) 対象施設数 : 水路 7,911km、農道 4,167km、ため池 597ヶ所
- (5) 交付金額 : 1,457百万円
うち農地維持支払 777百万円
資源向上支払(共同) 463百万円
資源向上支払(長寿命化) 217百万円

2. 多面的機能支払交付金から創設された活動項目の取組状況

- (1) 農地維持活動における「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」
■活動を実施している活動組織数 : 847組織
■評価実施組織数 : 92組織(1割抽出)
■市町村の評価結果 : 「優良」19組織、21%
「適当」73組織、79%
「指導又は助言が必要」0組織
「根本的見直しが必要」0組織
- (2) 資源向上活動(共同)における「多面的機能の増進を図る活動」
■活動を実施している活動組織数 : 792組織
■評価実施組織数 : 84組織
■市町村の評価結果 : 「優良」24組織、29%
「適当」60組織、71%
「指導又は助言が必要」0組織

第3章 取組による効果

1. 評価の視点と調査方法

「地域資源の保全管理」

「農村環境の保全・向上」

「農業用施設の機能増進」

「農村地域の活性化」

「構造改革の後押し等地域農業への貢献」

「都道府県独自の取組」

- ・平成27年度全国活動組織調査(36組織)
- ・平成28年度滋賀県活動組織調査(92組織)
- ・2015年農林業センサス概数値
- ・平成28年度交付金実態調査(19市町)
- ・平成28年度滋賀県活動組織調査(92組織)

2. 効果の発現状況

【評価区分】

a. ほとんどの組織で効果が発現している、又は、発現が見込まれる (全体 取組組織の8割程度以上で効果が発現している、又は、発現が見込まれる)
b. 大半の組織で効果が発現している、又は、発現が見込まれる (全体 取組組織の5割程度以上8割程度未満で効果が発現している、又は、発現が見込まれる)
c. 一部の組織で効果が発現している、又は、発現が見込まれる (全体 取組組織の2割程度以上5割程度未満で効果が発現している、又は、発現が見込まれる)
d. 効果の発現が限定的である、又は、発現の見込みが限定的である (全体 取組組織の2割程度未満で効果が発現している、又は、発現が見込まれる)

(1) 地域資源の保全管理

① 農地の保全管理

効果項目	評価			
	a	b	c	d
遊休農地の発生や面積拡大を抑制	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
病虫害の発生やゴミの不法投棄等の抑制により、営農への支障が低減	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
農用地での鳥獣被害が抑制	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
農業者の保全管理作業に係る負担の軽減により、適切な保全管理が可能 <u>(評価を修正 a→b)</u>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
【補足】				

② 農業用施設の機能維持

効果項目	評価			
	a	b	c	d
農業用施設の機能が維持され、適切に保全管理	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
異常気象等による被害の拡大等の抑え、災害が発生した場合でも迅速な対応が可能 <u>(評価を修正 c→b)</u>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
農業者による農業用施設の保全管理作業に係る負担が軽減	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
【補足】				

③ 地域資源の保全管理体制の維持・強化

効果項目	評価			
	a	b	c	d
地域をまとめ、行動を起こすリーダーや役員が育成	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
集落間や集落内で協力して行う取組や非農業者が参画する取組が増加する等、地域資源の保全管理体制が強化 <u>(評価を修正 c → b)</u>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
【補足】				

■ 総括

- ・活動組織は多面的機能支払の交付金により農地や農業用施設の保全管理が適切にされていると考えている。
- ・活動参加者は全体でやや増加しており、土地持ち非農家と非農家が増、逆に農業者は減少している。
- ・農業者の減少の理由は農業者の離農および高齢化が原因。
- ・事務の委託は少数で、大半が活動組織の構成員が担っているが、事務負担軽減のための組織の広域化を検討はあまりなされていない。
- ・地域づくりのリーダーの後継者は半数以上がいるとの回答結果であったが、積極的に後継者の育成を行っている組織は少数。

(2) 農村環境の保全・向上

効果項目	評価			
	a	b	c	d
地域の景観が保全・向上	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
地域の生態系や水質が保全・向上	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
伝統的な農業技術や農業に由来する行事、伝統文化の継承・復活 <u>(評価を修正 d → c)</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
活動に対する関心や理解、協力意識が向上	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
【補足】				

■ 総括

- ・滋賀県は資源向上活動（共同）について、水質保全と生態系保全の2つのテーマに関する活動を必須としているため、地域の生態系および水質の効果と取組に対する理解が高いが、伝統的な農業技術や農業に由来する行事、伝統文化の継承については~~効果が限定的である~~一部の組織での効果発現である。

(3) 農業用施設の機能増進

効果項目	評価			
	a	b	c	d
施設の長寿命化の活動により、農業用排水路等の機能が増進	■	□	□	□
長寿命化の活動に対する関心や理解、協力意識が向上	□	■	□	□
農業用施設の補修技術や知識が向上	□	■	□	□
農業者による農業用施設の日常の維持管理に係る負担が軽減	□	■	□	□
【補足】				

■ 総括

- ・ 滋賀県は資源向上支払（長寿命化）の活動の対象を用排水路の整備後 30 年に限定しているため、農業用排水路については農業生産等に被害や影響が出ないように計画的に整備・更新されている状況である。
- ・ 多面的機能支払交付金に取り組んでいる活動組織は、活動期間内に機能診断・補修技術等の研修の受講を義務付けているため、地域資源（農地や農業用施設、農道など）の保全管理に対する知識、補修等の技術力は農業者、非農業者ともに高くなっている。

(4) 農村地域の活性化

効果項目	評価			
	a	b	c	d
地域ぐるみの関わりが増えて地域活性が高まり、地域コミュニティの維持・強化	□	■	□	□
集落の枠を超えた話し合いや活動等が増え、集落間の交流が活性化 <u>(評価を修正 d → c)</u>	□	□	■	□
【補足】				

■ 総括

- ・ 地域ぐるみの活動機会や地域の活性に関する話し合いの機会は多面的機能支払の活動に取り組んでいない集落に比べ、かなり多いとの結果である。
- ・ 近隣の集落等が協力して行う取り組みは活動組織設立前に比べ若干増加しているが、全県的に集落間の連携や交流は 限定的一部となっている。

(5) 構造改革の後押し等地域農業への貢献

効果項目	評価			
	a	b	c	d
担い手農家等への農地集積に向けた取組が推進	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
農業の担い手の育成が推進	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
取組が契機となり、新たな生産品目の導入、経営の複合化、6次産業化等の取組が推進	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
大区画化等の生産基盤整備に対する意識の向上	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
【補足】				

■ 総括

- ・多面的機能支払交付金の取組が集落営農組織の設立や農業生産基盤整備の実施に向けた話し合い等のきっかけになっている。
- ・新たな生産品目づくり、農業経営の複合化、地産地消に対しての多面的機能支払交付金の効果は限定的である。

(6) 滋賀県独自の取組

効果項目	評価			
	a	b	c	d
公共用水域の水質保全活動に対する効果	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
【補足】 滋賀県は資源向上活動（共同）について、標準の活動に加え下記2項目の公共用水域の水質保全活動のうち、どちらかに取り組んだ場合、環境保全型として単価設定（標準型に水田の場合500円/10aを上乗せ）している。 ①内湖や水質浄化池、浄化型水路の機能維持増進活動 ②水質保全を目的とした計画に基づく水の循環利用や節水管理				

■ 総括

- ・水質保全事業で整備した浄化池が浚渫などの共同活動を通じて、集落で名前を付けたリ、小学生を対象とした生きもの観察会の会場となるなど地域に無くてはならない施設となっている。
- ・節水に対する意識が向上し、電気料金の値上げに対しても農家負担の軽減になっているなどの効果が報告されている。

第4章 地域資源の保全活動に関する普及・啓発

- ・多面的機能支払交付金の対象活動組織による地域資源の保全活動を、定期的に推進協議会の広報誌（まるごとだより）に掲載し、活動組織に対する啓発活動を実施した。（発行部数：10,000部×4回、各活動組織や市町関係課等あて郵送やメール便等で配布）
- ・県内の対象組織に対し、研修会等の場で地域資源の適切な保全を地域ぐるみで取り組むことに対する検討を実施するよう指導した。（4支部で実施）
- ・「人・生きものにぎわう農村フォーラム2016」として、「滋賀の農村の宝を見つめ直す」をテーマに大和田順子氏の基調講演、及び滋賀大学と滋賀県立大学生による食をテーマとした演劇を実施した。県内各地より約190人の来場を得た。
- ・県内在学または在住の小学5年生を対象にした絵画コンクールと県内の農村地域を対象としたフォトコンテストを実施し、上記のフォーラムで入賞作品の展示会および表彰を行った。（絵画コンクール応募点数：598点、フォトコンテスト応募総数：87点）

第5章 取組の推進に関する課題や今後の取組方向等

1. 課題と今後の取組方向

- ・活動組織の取り組みによる「地域資源の保全管理」や「農村環境の保全・向上」および「農業用施設の機能増進」の効果発現が高かった。
- ・「集落間の交流」や「新たな生産品づくり」および「農業経営の複合化」に対しての効果発現が低いことから、今後は「地域戦略指針」を活用した集落での農業農村の目指す姿についての話し合いを進めていく中で、農業の担い手の育成や6次産業化等の取組を推進していく。
- ・現在、本県の取組のカバー率は72%と全国上位3番目であるが、近年の取組面積の増加は鈍化しており、将来にむけ更なる地域資源の保全と多面的機能の維持・発揮を図るため、広域組織化を推進して取組の拡大を図る。しかし、推進にあたっては広域組織設立に向けた既存組織への説明会の開催、アンケートの実施、運営委員会の設立など急増する市町の業務に対する支援がないことが、広域組織化への障害の要因となっている。

2. 制度に対する提案等

- ・滋賀県は資源向上活動（共同）について、水質保全と生態系保全の2つのテーマに関する活動を必須としており、その他の農村環境保全活動や多面的機能の増進を図る活動に取り組んでも交付金が増額されないため、活動団体の取組意欲が高まらない。活動組織に対してより高度な取組への誘導を図るためにも、平成28年度限りである「高度な農地・水の保全活動支援」のような、取り組む活動項目数に応じた交付単価の引き上げ措置 および環境保全の取り組み拡大や活動継続支援を目的とした、学識者や環境保全に取り組む活動団体が参画する広域推進組織への支援を提案する。
- ・広域組織化を目指している市町に対し、推進交付金の重点配分を行う等の支援を提案する。

休耕田を活用した生態系保全の推進

平地農業地域

みどり しんあさひ たかしま
水土里を守る会新旭地区（滋賀県高島市）

- 水田の持つ生物多様性を地域住民にも理解して頂き、適正な草刈、泥上げといった豊かな自然環境を保全するための活動への参加や地産地消など非農家にも出来る活動として、自然観察会を実施している。
- 観察会は、H19年度から休耕田を活用した調査地で毎年開催し、琵琶湖から産卵のために遡上する魚類、植生を調査し外部から招いた専門家による種の判別や生活史などの説明を受けている。
- 調査の結果、絶滅が危惧されている種が見つかり、稚魚も多数生息していることから生態系の保全に向けた繁殖場所周辺環境保全について地域ぐるみの動きが始まっている。

【地区概要】

- ・取組面積 493ha（田492ha、畑1ha）
- ・資源量 開水路 44.1km、
農道 54.0km
- ・主な構成員 自治会、農業者、
子供会、婦人会等
- ・交付金 約23百万円（H28）

農地維持支払
資源向上支払（共同、長寿命化）

活動開始前の状況や課題

- 水稲の栽培が主たる作物の本地域において、5月6月になるとコイやフナが琵琶湖から田んぼに遡上し、産卵している光景が当たり前のように見られ、子どもたちは食事のおかずとして魚つかみをしていた時期もあったと聞いている。
- しかし、ほ場整備による乾田化のため、田んぼと排水路に落差をつけたため、魚が上れなくなり、魚の産卵、未成魚時期のゆりかごとしての機能が失われたと考えられる。



そこで、地域の原風景でもある、田んぼの多面的機能を体験し、生態系保全に向けた取組について地域住民と共に考える。

取組内容

- H19年4月、遊休農地の管理を兼ねて隣接する水路を堰上げし田んぼに水を入れたところ、数時間でフナが遡上するのを確認できたので、関係集落を経由して子供会等に連絡し、観察会を実施した。
- 観察会では、フナ、ナマズ、アメリカザリガニなどと共に、専門家による同定の結果、絶滅危惧種に指定されているドジョウも見つかっている。
- 琵琶湖周辺では、観察できる動植物の種類が豊富で、他府県の大学からも調査研究のため周辺で活動している者も多い。毎年開催している観察会ではその方達に講師をお願いし、参加している地域の大人や子どもたちにも解りやすく生態系保全の大切さを説明している。



取組の効果

- 観察会で絶滅危惧 I B類に属するドジョウが発見されたことで、注目すべき種として位置づけ生きものの生息状況のモニタリング調査を行っており、発見当時に比べ個体数の増加が見られる。
- 観察会は、10年間で21回開催し、大人845人、子供716人、観察スタッフ579人が調査に参加した。
- 近年では、生きものの保全に向けた関心が高まり、持ち去り防止のための監視、適正な草刈活動の複数回実施など、広域活動組織での取組が行われるようになってきている。



平成28年6月開催の観察会集合写真

魚のゆりかご水田プロジェクトによる生態系保全の推進

平地農業地域

さかな すいでんきょうぎかい ひがしおうみ
魚のゆりかご水田協議会（滋賀県東近江市）

- 魚のゆりかご水田協議会は、びわ湖及び水田における生物多様性の再生を目指し、平成18年度からモデル事業により「魚のゆりかご水田プロジェクト」の活動を開始。
- びわ湖固有のニゴロブナやナマズが田んぼまで遡上できる施設を造ることにより、多くの稚魚が田んぼで大きく育ち、びわ湖に帰って行くという循環システムの再生が行われた。
- この活動を通じて、住民等のコミュニケーションが一層深まり、地域を担う次世代の育成が図られるとともに、「魚のゆりかご水田米」のブランド化が行われた。

【地区概要】

- ・取組面積64ha（田60ha、畑4ha）
- ・資源量 開水路5km、
パイプライン8km、
農道4km
- ・主な構成員 自治会、老人クラブ
婦人会、子ども会等
- ・交付金 約5百万円（H28）

農地維持支払
資源向上支払（共同、長寿命化）
高度な農地・水の保全

活動開始前の状況や課題

- 本地域はびわ湖に面し、かつてはフナ、ナマズ等が水田に遡上・産卵し、生育後湖に回帰していた。
- しかし、用排分離による水田と排水路の段差の出現により遡上が困難となり、この循環が消滅。
- びわ湖のフナ、コイ等の稚魚は、ブラックバス等の外来魚の餌となり、激減。



取組内容

- 水田魚道や水路魚道を設置し、ニゴロブナ等の在来魚がびわ湖から水田に遡上できるよう整備。



- 大学や民間企業と連携して、次世代を担う子供たちに対し、生き物観察会や地元食材による食育を実施。



取組の効果

- 「ゆりかご」である水田で成長できるようになったため、ニゴロブナ、ナマズ、コイ等、びわ湖固有の生物が復活。
- 県内の大学や近隣の民間企業等も交えた観察会等の実施により、子どもはじめ地域の環境に対する意識が向上。
- 農薬を半減した環境こだわり米「魚のゆりかご水田米」をブランド化。
- 地元酒蔵メーカーと連携し独自の酒米を栽培するなど、地域連携による六次産業化が促進。



農業用施設の機能増進の推進

中間農業地域

なかざいじのうそんかんきょうほぜんこうじょういんかい ひの
中在寺農村環境保全向上委員会 (滋賀県日野町)

- 滋賀県東南部に位置する中山間地域の水田地帯。近年、農家戸数の減少・高齢化、有害鳥獣被害の増加や米価の低迷等により、生産意欲の低下が深刻化。
- 農業生産のための諸環境の整備と農地の多面的機能等の維持向上を目指し、H20年度から水路・農道・農用地等の維持管理や、潤いのある農村環境整備に向けて集落の全員参加を基本に事業を実施。またH27年度から資源向上支払交付金（施設の長寿命化）の事業を実施。

【地区概要】

- ・取組面積44ha（田42ha、畑2ha）
- ・資源量 開水路9km、パイプライン0km、農道5.3km
- ・主な構成員 自治会、婦人会、女性会、老人会、土地改良組合
- ・交付金 約3百万円（H27）

農地維持支払
資源向上支払（共同、長寿命化）

活動開始前の状況や課題

- 近年、活動区域内（集落）での農家戸数の減少・農業従事者の高齢化・有害鳥獣被害の増加や米価の低迷等により、生産意欲の低下が深刻化。
- 昭和50年代後半に、ほ場整備事業により整備した農業施設の中でも、特に農業用水路（開水路）の老朽化に伴う破損や、不陸の不具合が発生し、その改修が大きな課題。
- 農家戸数の減少・高齢化や米価の低迷等により、施設改修のために農家が新たな投資を行う合意形成は整いにくく、改修方法等に関して対応に苦慮。

取組内容

- H20年度から水路・農道・農用地等の維持管理や、潤いのある農村環境整備に向けて集落の全員参加を基本に事業を実施。
- H27年度から3年計画で、農業用水路（開水路）の老朽化に伴う破損箇所改修、不陸整正を計画的に実施。



【水路の泥上げ】



【施設の点検】

取組の効果

- 破損・不陸等の不具合がある農業用水路（開水路）の改修・不陸整正工事により、漏水防止・用水や泥の滞留が解消され、適切な農業用水機能が回復。

【漏水防止のための目地補修】



【破損用水路の交換改修工事】



施工済み延長

水路更新（交換改修工事）UF350～UF500 L=28m
水路補修（旧品利用による据直し）UF400 L=52m
水路補修（目地補修）UF600 L=300m
計 L=380m

地域資源を活用した都市農村交流による地域活性化

平地農業地域

シラオウチョウニオノカイ（シガケンオウミハチマンシ）
白王町鳩の会（滋賀県近江八幡市）

- 本地域は、琵琶湖東岸に位置する水田地帯である。本活動組織は、集落営農組織と連携し、施設保全や環境保全、景観保全等を通じ地域や都市部との交流活動を実施している。
- 権座の視察、田植え体験、地産地消などの都市農村交流活動を通じ、地域資源や地域環境に関する意見交換を行うことで、地域住民の意識の向上に繋がっている。収穫感謝祭等のイベントも実施しており、年間のべ500人以上の参加者がある。
- また、地域において「自らの手で資源を保全する」という意識が高まり、また、地域で生産する農産物のブランド化や商品開発に成功する等、地域が活性化した。

【地区概要】

- ・取組面積55ha（田54ha、畑1ha）
- ・資源量 開水路7km、パイプライン4km、農道5km
- ・主な構成員 農業者、営農組合、自治会、女性会、子供会等
- ・交付金 約2百万円（H28）

農地維持支払
資源向上支払（共同）

活動開始前の状況や課題

- 本地域は、琵琶湖東岸に位置する水田地帯である。琵琶湖の内湖の1つである西の湖に浮かぶ島状の田「権座」も営農活動を続けている。
- 本地域の水田の大半は、ほ場整備後15年経過し、施設の老朽化が進むとともに、農業者も高齢化し、これらの施設の保全管理に苦慮している。
- また、西の湖や琵琶湖の保全のため、水質保全をはじめ環境に対する地域住民の意識の向上を図る必要があった。
- このため、H19年から農地・水・環境保全向上対策の取組を開始し、地域ぐるみで水路等の保全管理と水質保全活動を実施。



取組内容

- 資源向上支払（共同）の活動により、権座地区で田植え体験やサツマイモの栽培などの学校など教育機関との地域交流事業を実施している。
- 営農組合等と連携し学校など教育機関との連携のみならず、権座の視察や地産地消の昼食会、収穫感謝祭など都市部との交流活動を実施している。
- その他、農業経営などの視察団体を受け入れ、意見交流も実施している。



船で権座へ… 田植え体験

取組の効果

- 「景観保全は農業振興の基本の上に成り立っている」意識が高まった。
- 西の湖に浮かぶ「権座」の水田では、田舟を利用した稲作や景観保全等の活動を契機に、新たな酒米の生産と地酒生産の取組に発展し、さらに都市農村交流の場として収穫感謝祭等へ繋がり、地域振興・観光資源PRができ、地元のやる気に繋がった。
- 3月・10月のイベント のべ500人/年
田植え体験 のべ親子100人/年
まちづくり・農業経営視察 のべ300人/年



地酒と収穫感謝祭

もち米を利用した地域活性化(6次産業化)

山間農業地域

こさじ こうか
小佐治環境保全部会（滋賀県甲賀市）

- 本地域は、滋賀県の東南部に位置し、鈴鹿山脈のふもとにある中山間地域である。
- 昭和の終わり頃まで最高級のもち米として皇室に献上されていた「滋賀羽二重糯」が古琵琶湖層の土壌を生かして多く作付されていたが、この品種は栽培が難しいことから栽培する農家が減少してきた。
- もちの加工・販売を行う「(有)甲賀もち工房」を中心に6次産業化を進め、集落、営農組織、学校、活動組織等が密接に連携し地域の活性化が図られている。

【地区概要】

- ・取組面積83.7ha（田83.7ha）
- ・資源量 開水路 32 km
農道 17 km
ため池 5カ所
- ・主な構成員 自治会、子供会、老人クラブ等
- ・交付金 約3百万円(H28)

農地維持支払
資源向上支払(共同)

活動開始前の状況や課題

- 本地域は、滋賀県の東南部に位置し、鈴鹿山脈のふもとにある中山間地域であり、少子高齢化・農家離れが深刻な状態である
- 昭和の終わり頃まで最高級のもち米として皇室に献上されていた「滋賀羽二重糯」が多く作付されていたが、この品種は栽培が難しいことから栽培する農家が減少してきた



取組内容

- 小佐治もちの知名度を上げるため「甲賀もちふる里まつり」に参画



- もちに使用する「よもぎ」を遊休農地を利用して栽培し、収穫は高齢者グループに手伝ってもらうなど地域一体の取組を行っている
- 小中学校への食農教育、社会見学の受入、生物観察会等を通して、世代を超えた交流が行われている

取組の効果

- 「(有)甲賀もち工房」を中心に、いろいろな活動が、女性や老人の雇用対策や生きがいとなっている
- 「甲賀もちふる里まつり」には、地元住民約80人がスタッフとなり、子供からお年寄りまで参加し、集落のコミュニティの場となっている
- 豊かな生き物を育む水田づくりや環境こだわり農業に積極的に取り組み、安心安全な農産物の提供を行っている
- 遊休農地の解消



公共用水域の水質保全活動に対する効果

平地農業地域

しょうなかのこちいきかんきょうほぜんかい
小中之湖地域環境保全部会（滋賀県近江八幡市・東近江市）

- 平成19年4月より農地・水・環境の良好な保全と質的向上をはかるため、琵琶湖と共生する「持続可能な農業・農村」の実現に向け活動がスタートした。
- 当初、圃場の整備状況や行政区の違いから2組織で活動を開始したが平成24年度より組織化され一本化して取り組むこととなった。
- 水質浄化池の機能維持活動の参加者は自治会の行事として取り組む地域もあり今後も継続的に活動していける体制作りができています。

【地区概要】

- ・取組面積253ha（田243ha、畑10ha）
- ・資源量 開水路59km、
パイプライン12km、
農道27km
- ・主な構成員 自治会、農業者、老人会、子供会 等
- ・交付金 約1千万円(H27)

農地維持支払
資源向上支払(共同)

活動開始前の状況や課題

- 当地域は戦中に干拓された地区で、物資のない時代なので築堤で締め切り排水後、腰まで泥水に浸かりながら田植えをした。その後、徐々に整備され昭和26年に圃場らしくなった。



- 昭和の終わりから平成にかけて大区画の圃場整備事業が行われ排水路も深くなった。しかし干拓地なので腐植土の浮遊物が多く排水と一緒に流れるので、回遊しながら沈殿をさせて外湖に排水する水質浄化池が築造された。

取組内容

- 池周辺の草刈り



- 池の浚渫作業



- 生き物観察会



- ヨシ刈り
- カラス貝の生育調査

取組の効果

【池の維持管理活動】

- 草刈りを年4~5回実施することにより景観及び環境整備が充実している。

↓
親水公園としても活用され、ボーイスカウトなどいろんな活動にも利用されている。

- ヨシ刈り・ヨシ焼きを毎年実施することにより質のいいヨシに育ってきている。

↓
刈ったヨシは地域の祭り行事に活用され、池のヨシは浄化作用として群生している。

- 浚渫作業を毎年実施。

↓
池に水を通すことにより毎年大量の沈殿浄化によるヘドロが溜まっている。浚渫によって池の機能が保たれている。

滋賀県中間評価書 評価根拠

都道府県中間評価書における効果項目	国が実施したアンケート・自己評価結果					修正方針および補足説明	
	アンケート・自己評価項目	設問内容	【当初】結果(%) ※設問に対して「はい」の割合	【見直後】結果(%)	総合評価		備考
遊休農地の発生、面積拡大を抑制	H27活動組織アンケートⅢ問8(1)【地域類型別・活動開始時期別】	本交付金がなければ、活動の対象農用地内に遊休農地が発生又は面積が拡大していたか。	38	38	b	活動組織のアンケートおよび自己評価では遊休農地の発生防止や抑制に効果があるとの意識が低い、市町では効果が非常に高い評価となっているため「b」評価とした。	新たに国から示された評価方法に基づき、活動組織のアンケートおよび自己評価の評価対象組織の見直したところ、総合評価に変更はなかった。
	H27活動組織アンケートⅢ問15の6	本交付金がなければ、遊休農地が発生・拡大するか。	15	67			
	H28活動組織自己評価Ⅱ資源向上支払(3)の7	「多面的機能の増進を図る活動」に取り組むことにより効果があったか。 ・地域内外からの営農者の確保や地域住民による活用などの遊休農地の有効活用。	15	67			
	H28市町評価Ⅰ農地維持支払(5)の1	「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」に取り組むことにより効果があったか。 ・共同活動により地域資源が適切に保全管理され、遊休農地の発生が抑制されている。	89	89			
病害虫の発生やゴミの不法投棄等の抑制により、営農への支障が低減	H27活動組織アンケートⅢ問8(2)	共同活動による遊休農地の解消や農地周りの保全管理などを通じて、病害虫の発生が抑制されたと思うか。	84	84	b		
	H27活動組織アンケートⅢ問8(3)	共同活動による遊休農地の解消や農地周りの保全管理、清掃活動などを通じて、ゴミのポイ捨てや粗大ゴミの不法投棄が抑制されていると思うか。	65	65			
農用地での鳥獣被害が抑制	H27活動組織アンケートⅢ問15の4	本交付金がなければ、農用地への鳥獣被害が拡大するか。	31	85	c		新たに国から示された評価方法に基づき、活動組織のアンケートおよび自己評価の評価対象組織の見直したところ結果に差異があったため、市町実態調査結果を加え再評価したが総合評価に変更はなかった。
	H28活動組織自己評価Ⅱ資源向上支払(3)の8	「多面的機能の増進を図る活動」に取り組むことにより効果があったか。 ・鳥獣被害の防止などの農地利用や地域環境の改善。	20	10			
	H28市町実態調査問11(1)	「①営農の作業効率・安全性の確保が図られた」	-	48			
農業者の保全管理作業に係る負担の軽減により、適切な保全管理が可能	H27活動組織アンケートⅢ問15の1	本交付金がなければ、農業者の保全管理作業に係る負担が増大し、適切な保全管理が難しくなるか。	89	91	a ↓ b	活動組織の自己評価では負担軽減に効果が限定的であるとの結果であるが、活動組織のアンケート結果および市町では効果が非常に高い評価となっているため「a」評価とした。	新たに国から示された評価方法に基づき、活動組織のアンケートおよび自己評価の評価対象組織の見直し、総合評価の修正を行う。 a → b
	H28活動組織自己評価Ⅰ農地維持支払(3)の7	「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」に取り組むことにより効果があったか。 ・担い手農家や法人等の負担軽減。	38	39			
	H28市町評価Ⅰ農地維持支払(5)の1	「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」に取り組むことにより効果があったか。 ・共同活動により地域資源が適切に保全管理され、遊休農地の発生が抑制されている。	89	89			
農業用施設の機能が維持され、適切に保全管理	H27活動組織アンケートⅢ問9(1)	本交付金がなければ、農業用施設(水路、農道、ため池など)の管理や施設の機能は粗放化、施設の機能低下が進行していると思うか。	68	69	a		新たに国から示された評価方法に基づき、活動組織のアンケートおよび自己評価の評価対象組織の見直したところ、総合評価に変更はなかった。
	H27活動組織アンケートⅢ問9(2)	上記で管理の粗放化、施設の機能低下が進行していると思うと回答した組織が対象管理の粗放化や施設機能の低下は、営農活動へ影響を及ぼしていたと思うか。	96	96			
	H27活動組織アンケートⅢ問15の3	本交付金がなければ、農業用施設の機能低下により、営農への支障や、周辺地域への被害が生じると思うか。	92	96			
	H28市町評価Ⅰ農地維持支払(5)の1	「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」に取り組むことにより効果があったか。 ・共同活動により地域資源が適切に保全管理され、遊休農地の発生が抑制されている。	89	89			
異常気象等による被害の拡大を抑え、災害が発生した場合でも迅速な対応が可能	H27活動組織アンケートⅢ問9(3)	排水路の泥上げやため池の点検・補修など、多面的機能支払交付金により継続的に施設の維持管理を行う活動が、異常気象時における被害減少や早期復旧に役立っていると思うか。	83	83	c ↓ b	排水路の泥上げやため池の点検・補修などの基礎的な活動が、異常気象時における被害減少や早期復旧に役立っているとの認識はあるが、連絡網の整備や避難訓練など地域住民の防災・減災に対する意識向上が薄いため「c」評価とした。	新たに国から示された評価方法に基づき、活動組織のアンケートおよび自己評価の評価対象組織の見直し、総合評価の修正を行う。 c → b
	H27活動組織アンケートⅢ問15の5	本交付金がなければ、異常気象等への対応が遅れ、被害が生じたり、復旧が遅れたりすると思うか。	42	60			
	H28活動組織自己評価Ⅱ資源向上支払(3)の4	「多面的機能の増進を図る活動」に取り組むことにより効果があったか。 ・連絡網の整備や避難訓練など、地域住民の防災・減災に対する意識の向上。	17	60			

滋賀県中間評価書 評価根拠

都道府県中間評価書における効果項目	国が実施したアンケート・自己評価結果					修正方針および補足説明
	アンケート・自己評価項目	設問内容	【当初】結果(%) ※設問に対して「はい」の割合	【見直し後】結果(%)	総合評価	
	H28活動組織自己評価Ⅱ資源向上支払(3)の10	「多面的機能の増進を図る活動」に取り組むことにより効果があったか。 ・自然災害や二次災害による被害の抑制・防止。	13	40		
農業者による農業用施設の保管理作業に係る負担が軽減	H27活動組織アンケートⅢ問15の1	本交付金がなければ、農業者の保管理作業に係る負担が増大し適切な保管理が難しくなると思うか。	89	91	b	活動組織のアンケートと自己評価では結果に差異があるが、非農業者を含めての共同作業により農業者の作業に係る負担が軽減したとの意見が多いことから「b」評価とした。
	H28活動組織自己評価Ⅰ農地維持支払(3)の7	「地域資源の適切な保管理のための推進活動」に取り組むことにより効果があったか。 ・担い手農家や法人等の負担軽減。	38	39		
	H28市町実態調査問11(1)⑦	「⑦施設の維持管理費の低減が図られた」	—	73		
地域をまとめ、行動を起こすリーダーや役員が育成	H27活動組織アンケートⅡ問1(3)	あなたの地域づくりのリーダー(活動組織の代表者等)について あなたの地域では、地域づくりのリーダー(活動組織の代表者等)の後継者はいますか。	56	56	c	地域づくりのリーダーの後継者となる人材を育成するような取組が行われていることを重視し「c」評価とした。
	H27活動組織アンケートⅡ問1(4)	あなたの地域づくりのリーダー(活動組織の代表者等)について あなたの地域では、地域づくりのリーダー(活動組織の代表者等)の後継者となる人材を育成するような取組を行っているか。	25	25		
	H27活動組織アンケートⅡ問1(5)	あなたの地域づくりのリーダー(活動組織の代表者等)について 上記で「行っている」と回答された組織が対象。 本交付金による取組は、地域づくりのリーダーの育成に役立っているか。	88	88		
	H27活動組織アンケートⅢ問15の13	本交付金がなければ、地域をまとめ、行動を起こすリーダーや役員が育ちにくくなると思うか。	19	22		
	H28市町実態調査問11(1)	「⑤施設の管理体制の強化・リーダーの育成が図られた」	—	51		
	集落間や集落内で協力して行う取組や非農業者が参画する取組が増加する等、地域資源の保管理のための体制が強化	H27活動組織アンケートⅠ問(4-2)	「2. 広域活動組織以外の活動組織」と回答した組織が対象 今後、広域活動組織へ移行することを検討しているか。	25		
H27活動組織アンケートⅡ問2		活動組織の事務手続きについて ・活動組織の事務は誰が行っているか。 ・事務を「外部に委託およびアルバイト(活動組織が雇用)している組織において、どのような機関または人に委託しているか。 【回答結果】 事務は9割以上が活動組織の構成員、委託先は土地改良区や構成員以外の個人	8	※評価判定外		
H27活動組織アンケートⅡ問5		活動組織の設立前と設立後の活動への参加者数の変化及び設立以降、多面的機能支払に取り組む中での活動参加者数の変化について、活動区分ごとに回答すること 【評価判定式】対象(1)(2) 活動参加者の変化において、増加している結果の割合	—	50		
H27活動組織アンケートⅡ問6		地や農業用水路等の保管理活動に関して、参加状況などから判断して、農業者及び非農家それぞれについて、意識が高いと思われる方はどの程度いると思うか。活動組織設立前と現在で、回答すること。 【評価判定式】対象:長寿命化取組組織 農業者および非農業者の農業施設保管理の意識の高さが現在「4. 大半」及び「5. ほぼ全員」と回答した組織	—	50		
H27活動組織アンケートⅡ問7		あなたの地域では、集落間で話し合ったり、共同で活動したりするなどの集落間の連携が行っているか。活動組織設立前と現在のそれぞれ回答すること。 【評価判定式】 評価対象組織を活動組織設立前に「本交付金の取組内容のみならず、その他の連携が図られていなかった組織」とし、現在が「連携が図られている」と回答した割合	—	57		

滋賀県中間評価書 評価根拠

都道府県中間評価書における効果項目	国が実施したアンケート・自己評価結果					修正方針 および 補足説明
	アンケート・自己評価項目	設問内容	【当初】 結果(%) ※設問に 対して「は い」の割合	【見直後】 結果(%)	総合評価	
	H28活動組織自己評価 I 農地維持支払 (2)	あなたの組織が、活動計画書「Ⅲ活動の計画」に定めた「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」について、平成27年度までの取組状況に該当するもの 【回答結果】 「関係者間で地域の現状や目標を共有できた」が最も多く約8割、次いで「課題解決や保全管理の方法(体制や役割分担等)を検討」、「目標に向けた課題を整理できた」が続いている	—	※ 評価判定 外		
	H28活動組織自己評価 I 農地維持支払 (3)	あなたの組織が行った「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」によって、その活動を取り組まなかった場合と比べて、効果が現れている、又は現れることが見込まれているか。 6. 農地・水路等を保全管理する人材の確保	34	63		
地域の景観が保全・向上	H27活動組織アンケート Ⅲ問11(3-1)	活動を通じて、景観形成のための植栽面積が増えたり、雑草の繁茂や不法投棄が減るなど、景観形成・生活環境保全の効果が出来たと思うか。	73	73	b	新たに国から示された評価方法に基づき、活動組織のアンケートおよび自己評価の評価対象組織の見直し、総合評価に変更はなかった。
	H27活動組織アンケート Ⅲ問15の7	本交付金がなければ、雑草の繁茂や不法投棄により景観が悪くなると思うか。	58	64		
	H28活動組織自己評価 II 資源向上支払 (3)の11	「多面的機能の増進を図る活動」に取り組むことにより効果があったか。 ・農村環境(景観や水質、生態系、水源かん養、資源循環等)の向上。	74	74		
地域の生態系や水質が保全向上	H27活動組織アンケート Ⅲ問11(1-1)	活動を通じて、生息する在来生物の種類や生息数が増えたり、外来生物の生息範囲や生息数が減るなど、生態系保全の効果が出来たと思うか。	58	58	b	生態系や水質の保全に対して、アンケート結果より一部の設問で効果が薄いとの結果がみられるが、概ね効果があると評価し「b」評価とした。
	H27活動組織アンケート Ⅲ問11(2-1)	活動を通じて、地域の農業用水などの水の濁りや異臭が減少するなど、水質保全の効果が出来たと思いますか。	79	79		
	H27活動組織アンケート II 問15の8	本交付金がなければ、希少生物の減少や外来種の増加、水質の悪化等の問題が生じると思うか	17	17		
	H28活動組織自己評価 II 資源向上支払 (3)の11	「多面的機能の増進を図る活動」に取り組むことにより効果があったか。 ・農村環境(景観や水質、生態系、水源かん養、資源循環等)の向上。	74	74		
伝統的な農業技術や農業に由来する行事、伝統文化の継承・復活	H27活動組織アンケート Ⅲ問15の9	本交付金がなければ、伝統的な農業技術や農業に由来する行事、伝統文化が継承されにくくなると思うか。	8	50	d ↓ c	新たに国から示された評価方法に基づき、活動組織のアンケートおよび自己評価の評価対象組織の見直し、総合評価の修正を行う。 d → c
	H28活動組織自己評価 II 資源向上支払 (3)の13	「多面的機能の増進を図る活動」に取り組むことにより効果があったか。 ・伝統農法・文化の復活や継承を通じた農村コミュニティの強化。	11	43		
活動に対する関心や理解、協力意識が向上	H27活動組織アンケート Ⅲ問11(1-2)	活動を通じて、参加者は、生態系保全に対する関心や理解、取組の協力意識が高まっていると思うか。	68	68	b	
	H27活動組織アンケート Ⅲ問11(2-2)	活動を通じて、参加者は、水質保全に関する関心や理解、取組の協力意識が高まっていると思いますか。	87	87		
	H27活動組織アンケート Ⅲ問11(3-2)	活動を通じて、参加者は、景観形成・生活環境保全に対する関心や理解、取組の協力意識が高まっていると思うか。	86	86		
	H27活動組織アンケート Ⅲ問13の⑩	生態系保全について多面的機能支払の取組により効果があったと思うか。	36	36		
	H28活動組織自己評価 II 資源向上支払 (3)の5	「多面的機能の増進を図る活動」に取り組むことにより効果があったか。 ・地域住民の農村環境(景観や水質、生態系、水源かん養、資源循環等)の保全への関心の向上。	77	77		

滋賀県中間評価書 評価根拠

都道府県中間評価書における効果項目	国が実施したアンケート・自己評価結果					修正方針および補足説明
	アンケート・自己評価項目	設問内容	【当初】結果(%) ※設問に対して「はい」の割合	【見直し後】結果(%)	総合評価	
施設の長寿命化の活動により、農業用排水路等の機能が増進	H27活動組織アンケートⅢ問12(1)	資源向上支払(長寿命化)の取組により保安全管理している施設は、取組開始前は、どのような状況だったか。 【回答結果】 破損、老朽化、水が溢れたこと等により ・農業生産等に被害あり 40% ・農業生産等に影響あり 60%	—	※ 評価判定外	a	長寿命化の取組については、機能診断等により整備の必要性の高い施設から計画的に整備されていることから「a」評価とした。 新たに国から示された評価方法に基づき、活動組織のアンケートの評価判定式を見直ししたところ、総合評価に変更はなかった。
	H27活動組織アンケートⅢ問12(2)	資源向上支払(長寿命化)に取り組みなかった場合、10年後の農業用排水路等はどのような状況になるか。 【評価判定式】対象:長寿命化取組組織 「1. 破損、老朽化、水が溢れる等による農業生産や周辺地域への被害の発生が想定され、何らかの対処が必要であると思う」及び「2. 破損、老朽化等により農業生産への影響が出ると思う」と回答した組織	—	100		
長寿命化の活動に対する関心や理解、協力意識が向上	H27活動組織アンケートⅡ問6	地や農業用水路等の保全活動に関して、参加状況などから判断して、農業者及び非農家それぞれについて、意識が高いと思われる方はどの程度いるか。活動組織設立前と現在で、回答すること。 【評価判定式】対象:長寿命化取組組織 農業者および非農業者の農業施設保全の意識の高さが現在「4. 大半」及び「5. ほぼ全員」と回答した組織	—	50	b	新たに国から示された評価方法に基づき、活動組織のアンケートおよび自己評価の評価対象組織や評価判定式を見直ししたところ、総合評価に変更はなかった。
	H28活動組織自己評価Ⅱ 資源向上支払(3)の3	「多面的機能の増進を図る活動」に取り組むことにより効果があったか。 ・地域住民で整備・補修した施設を大事に使うという意識の向上。	44	64		
農業用施設の補修技術や知識が向上	H27活動組織アンケートⅢ問10	多面的機能支払交付金の取り組みを通じて、参加者は、地域資源(農地や農業用施設、農道など)の保安全管理に対する構成員の知識、補修等の技術力が向上したか。	58	58	b	新たに国から示された評価方法に基づき、活動組織のアンケートおよび自己評価の評価対象組織の見直ししたところ、総合評価に変更はなかった。
	H28活動組織自己評価Ⅱ 資源向上支払(3)の9	「多面的機能の増進を図る活動」に取り組むことにより効果があったか。 ・地域住民の水路や農道等の知識や補修技術の向上。	43	57		
農業者による農業用施設の日常の維持管理に係る負担が軽減	H27活動組織アンケートⅢ問15の1	本交付金がなければ、農業者の保安全管理作業に係る負担が増大し、適切な保安全管理が難しくなると思うか。	89	91	b	新たに国から示された評価方法に基づき、活動組織のアンケートおよび自己評価の評価対象組織の見直ししたところ、総合評価に変更はなかった。
	H28活動組織自己評価Ⅰ 農地維持支払(3)の7	「地域資源の適切な保安全管理のための推進活動」に取り組むことにより効果があったか。 ・担い手農家や法人等の負担軽減。	38	38		
地域ぐるみの関わりが増えて地域活性が高まり、地域コミュニティの維持・強化	H27活動組織アンケートⅢ問13の①～⑧	以下の項目について多面的機能支払の取組により効果があったと思うか。 ①地域が目指す方向についての話し合い ②地域の行事やイベント ③高齢者を中心とした地域活動 ④子どもが参加する地域活動 ⑤女性を中心とした地域活動 ⑥都市と農村の交流 ⑦大学等との連携 ⑧企業との連携 【回答結果】 8項目に対して、効果のあったとする回答率の平均は21%	—	21	b	地域住民の防災・減災に対する意識や地域コミュニティの維持・発展に対する意識はそう高くないが、農林業センサスの結果から、多面に取り組んでいない組織に比べ取り組んでいる組織が寄り合いの開催回数について60%多い結果となっていることから「b」評価とした。 当初の評価結果の確認のため、市町実態調査結果を加え再評価したが総合評価に変更はなかった。
	H27活動組織アンケートⅢ問15の10	本交付金がなければ、地域ぐるみの活動機会が減少し、地域の活性が低下すると思うか。	64	68		
	H27活動組織アンケートⅢ問15の11	本交付金がなければ、地域のまとまりやつながりが弱くなると思うか。	47	45		
	H28活動組織自己評価Ⅱ 資源向上支払(3)の4	「多面的機能の増進を図る活動」に取り組むことにより効果があったか。 ・連絡網の整備や避難訓練など、地域住民の防災・減災に対する意識の向上。	47	※ 評価判定外		
	H28活動組織自己評価Ⅱ 資源向上支払(3)の6	「多面的機能の増進を図る活動」に取り組むことにより効果があったか。 ・地域コミュニティの維持・発展に対する意識の向上。	31	31		

滋賀県中間評価書 評価根拠

都道府県中間評価書における効果項目	国が実施したアンケート・自己評価結果					修正方針および補足説明
	アンケート・自己評価項目	設問内容	【当初】結果(%) ※設問に対して「はい」の割合	【見直後】結果(%)	総合評価	
	H28市町実態調査問11(1)	「⑫活動を通じたコミュニティ機能の向上が図られた」	—	60		
	H28市町実態調査問11(2)	「⑤農村地域の活性化が図られた」	—	56		
集落の枠を越えた話し合いや活動等が増え、集落間での交流が活性化	H27活動組織アンケートⅡ問7	あなたの地域では、集落間で話し合ったり、共同で活動したりするなどの集落間の連携を行っているか。活動組織設立前と現在のそれぞれについて回答すること。 【評価判定式】 設立時には連携が図られておらず、現在は図られている組織の割合	—	29	d ↓ c	集落間の連携は設立前に比べ、若干増加傾向にあるが、本交付金による効果があり認められないため「d」評価とした。 新たに国から示された評価方法に基づき、活動組織のアンケートの評価対象組織や評価判定式を見直し、総合評価の修正を行う。 d → c
	H27活動組織アンケートⅢ問15の12	本交付金がなければ、近隣の集落等が協力して行う取り組みが減少し、連携が弱まると思うか。	11	50		
担い手農家等への農地集積に向けた取組が推進	H27活動組織アンケートⅢ問13の①	農地の利用集積(集落営農の設立や農業経営の法人化の推進等)について多面的機能支払の取組により効果があったと思うか。	25	29	c	活動組織のアンケートでは、集落営農組織が設立や農地の利用集積のための話し合いのきっかけになっていることが認められるが、市町評価では具体的な取組があまり進んでいないことから「c」評価とした。 当初の評価結果の確認のため、市町実態調査結果を加え再評価したが総合評価に変更はなかった。
	H27活動組織アンケートⅢ問14(1)	共同活動を行っている区域において、活動組織の設立以降、集落営農組織が設立された、あるいは設立が検討されているか。	25	43		
	H27活動組織アンケートⅢ問14(2)	上記で「集落営農組織が設立あるいは設立が検討されている」と回答した組織が対象 多面的機能支払交付金の取組は、集落営農組織の設立や、設立に向けた話し合い等のきっかけに役立っているか。	67	67		
	H27活動組織アンケートⅢ問14(4)	農地の利用集積や集積に向けた話し合い等のきっかけになるなど、多面的機能支払交付金の取組は役立っているか。	66	66		
	H27活動組織アンケートⅢ問15の14	本交付金がなければ、担い手農家等への農地集積が停滞すると思うか。	22	14		
	H28市町評価Ⅰ農地維持支払(5)の2	「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」に取り組むことにより効果があったか。 ・人・農地プランを踏まえた具体的な取組が進められている。	32	33		
	H28市町評価Ⅰ農地維持支払(5)の3	「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」に取り組むことにより効果があったか。 ・農地中間管理機構の重点実施区域等に設定された。	3	4		
	H28市町評価Ⅰ農地維持支払(5)の6	「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」に取り組むことにより効果があったか。 ・担い手への農地利用集積や集約が進んでいる。	43	47		
	H28市町実態調査問11(2)	「②農地の集積・集約化が図られた」	—	32		
農業の担い手の育成が推進	H27活動組織アンケートⅢ問15の2	本交付金がなければ、農業の担い手が育成されにくくなると思うか。	22	57	c	新たに国から示された評価方法に基づき、評価資料にアンケート項目を追加し、活動組織アンケートおよび市町評価の評価対象組織を見直したところ、総合評価に変更はなかった。
	H27活動組織アンケートⅢ問14(1)	共同活動を行っている区域において、活動組織の設立以降、集落営農組織が設立された、あるいは設立が検討されているか。	—	43		
	H27活動組織アンケートⅢ問14(2)	上記で「集落営農組織が設立あるいは設立が検討されている」と回答した組織が対象 多面的機能支払交付金の取組は、集落営農組織の設立や、設立に向けた話し合い等のきっかけに役立っているか。	—	67		

滋賀県中間評価書 評価根拠

都道府県中間評価書における効果項目	国が実施したアンケート・自己評価結果					修正方針および補足説明
	アンケート・自己評価項目	設問内容	【当初】結果(%) ※設問に対して「はい」の割合	【見直し後】結果(%)	総合評価	
	H28市町評価 I 農地維持支払(5)の4	「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」に取り組むことにより効果があったか。 ・担い手の確保が進んでいる。	21	25		
	H28市町評価 I 農地維持支払(5)の5	「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」に取り組むことにより効果があったか。 ・集落営農組織の法人化への検討がなされている、又は法人化された。	21	34		
取組が契機となり、新たな生産品目の導入、経営の複合化、6次産業化等の取組が推進	H27活動組織アンケート II 問13の⑫	地産地消(地元で生産されたものを地元で消費する)について多面的機能支払の取組により効果があったと思うか。	44	※評価判定外	d	当初の評価結果の確認のため、市町実態調査結果を加え再評価したが総合評価に変更はなかった。
	H27活動組織アンケート II 問13の⑬	6次産業化(農業生産と加工・販売の一体化や地域資源を活用した新たな産業の創出)について多面的機能支払の取組により効果があったと思うか。	0	0		
	H27活動組織アンケート III 問14(3)	多面的機能支払交付金の取組は、新たな生産品目づくり、農業経営の複合化、6次産業化などのきっかけになるなど、地域農業の発展に役立っているか。	20	20		
	H28市町実態調査 問11(2)	「③農産物の高付加価値化(ブランド米等)が図られた」	—	23		
	H28市町実態調査 問11(2)	「④6次産業化が図られた」	—	16		
大区画化等の生産基盤整備に対する意識の向上	H27活動組織アンケート III 問14(5)	農業生産基盤整備の実施や検討開始のきっかけになるなど、多面的機能支払交付金の取組は役立っていますか。	67	67	b	新たに国から示された評価方法に基づき、評価資料からアンケート項目を削除し再評価したが、総合評価に変更はなかった。
	H27活動組織アンケート III 問14(6)	上記で役立っていると回答した組織が対象 実施や検討をされた工種は何か。 【回答結果】 「用水路、排水路の補修や更新」が9割、「除草」「農道の舗装・拡幅」が14% 「田、畑の区画拡大」「客土」がそれぞれ5%	—	※評価判定外		
公共用水域の水質保全活動に対する効果	H28活動組織滋賀県独自アンケート	資源向上支払(共同)の環境保全型に取り組んでいる組織が対象 水質保全対策事業で整備した浄化池の管理ならび通常水準と比較し10%以上の節水管理に取り組んだ場合、交付単価を500円/10a(田)アップしているが、これらの取り組みにより地域にもたらされたと感じる効果を次の中から選んでください。 ①環境に対する意識が向上した ②地域の水質が良くなった ③農地や農村に人のにぎわいが戻った ④農家と非農家との関係がより良好になった ⑤施設(浄化池やかんがい施設)を大切にす気持ちが高まった ⑥他の施設や農地を維持・保全する気持ちが高まった ⑦その他(以下の欄に記入してください。) 【回答結果】(対象10組織) 全ての組織が効果があると回答 「環境に対する意識が向上した」が8組織 「施設(浄化池やかんがい施設)を大切にす気持ちが高まった」が7組織 「農家と非農家との関係がより良好になった」が6組織 以下「他の施設や農地を維持・保全する気持ちが高まった」「地域の水質が良くなった」「農地や農村に人のにぎわいが戻った」の順	100	100	a	

H27活動組織アンケート:平成27年11月に国が実施したアンケート結果。滋賀県では36組織が対象となっている。国第三者委員会(H28.3.11)資料として掲載

H28活動組織自己評価:平成28年7月に国が実施した自己評価結果。滋賀県では92組織が対象となっている。

H28市町評価:平成28年7月に国が実施した活動組織向け自己評価の結果を踏まえて各市町が評価している。

H28市町実態調査:平成28年9月に国が実施した交付金の効果等に関する実態調査。各市町が管内の活動組織について回答している。